

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日休む、
日と翌日
の翌日)

目 次

◇条 例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(人事課)

公布された条例のあらまし

◇特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 一 選挙長、選挙分会長及び選挙立会人の報酬の額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額とすることとした。
- 二 審査分会長及び審査分会立会人の報酬の額は、最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定に基づき中央選挙管理会が定める額とすることとした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

選 挙 長	一日につき 八、三〇〇円
選 挙 分 会 長	一日につき 八、三〇〇円
審 査 分 会 長	一日につき 七、五〇〇円
選 挙 立 会 人	一日につき 六、八〇〇円
審 査 分 会 立 会 人	一日につき 六、一〇〇円

を

選挙長、選挙分会長及び選挙立会人	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第十四条第一項に定める額
審査分会長及び審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十八条第二項の規定に基づき中央選挙管理会が定める額

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】